16　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１から14までにより算定した単位数の1000分の７に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第15を別表第14とする。

別表第16の１のイの⑴中「590単位」を「585単位」に改め、同イの⑵中「527単位」を「522単位」に改め、同イの⑶中「494単位」を「490単位」に改め、同イの⑷中「485単位」を「481単位」に改め、同イの⑸中「470単位」を「466単位」に改め、同１のロの⑴中「539単位」を「534単位」に改め、同ロの⑵中「481単位」を「477単位」に改め、同ロの⑶中「448単位」を「444単位」に改め、同ロの⑷中「439単位」を「435単位」に改め、同ロの⑸中「424単位」を「420単位」に改め、同１の注６中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第16の４のイ中「26単位」を「49単位」に改め、同４のロ中「10単位」を「22単位」に改め、同４の注１中「⑴及び⑵」を「⑴から⑶まで」に改め、同４の注１に次のように加える。

⑶　指定就労支援Ｂ型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

別表第16の４の注２の⑵中「取り組む「工賃倍増５か年計画」に積極的に参加し」を「作成される「工賃向上計画」に基づき」に、「工賃引上げ計画」を「工賃向上計画」に改め、同表第16の８の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第16の11のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算⑶	500単位
ニ　医療連携体制加算⑷	100単位

別表第16の11の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ｂ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰（かくたん）吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰（かくたん）吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第16の13を次のように改める。

13　重度者支援体制加算

イ　重度者支援体制加算(Ⅰ)

⑴　利用定員が20人以下	56単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	50単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	47単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	46単位
⑸　利用定員が81人以上	45単位

ロ　重度者支援体制加算⑵

⑴　利用定員が20人以下	28単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	25単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	24単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	23単位
⑸　利用定員が81人以上	22単位

ハ　重度者支援体制加算⑶

⑴　利用定員が20人以下	14単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	13単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	12単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	12単位
⑸　利用定員が81人以上	11単位

注１　イについては、指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援Ｂ型事業所等が指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における特定旧法指定施設の利用者の数の100分の５以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年３月31日までの間、利用定員に応じ、１日につき所定単位を加算する。

４　イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

別表第16の14の注中「「工賃倍増５か年計画」に基づく「工賃引上げ計画」を策定」を「各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成」に改め、同表第16に次のように加える。

15　送迎加算	27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

16　障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位

注　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合